

宮崎県工業技術センター等における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 27 年 3 月 27 日

宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）の公正な研究遂行を確保・充実していくためには、公的研究費を使用するセンター職員が常に自らの行動を律することが重要である。

また、センター職員は、公的研究費を使用するにあたり社会に対して説明責任があることを十分自覚し、その透明性の確保・向上に努めなければならない。

その自覚の下、センター職員は、次に掲げる項目を研究活動に係る行動の柱として、適正な業務遂行に励まなければならない。

- 1 センター職員は、公的研究費の不正使用等が県行政の遂行に深刻な影響を与えることを自覚し、センターにおける公的研究費不正防止計画を踏まえて行動しなければならない。
- 2 センター職員は、研究の実施、研究費の使用にあたっては、関係法令・県財務規則・センター内規等を遵守しなければならない。
- 3 センター職員は、公的研究費が税金や多方面からの支援であることを認識し、公正かつ効率的・効果的な使用を行うとともに、その使用に関する説明責任をはたさなければならない。
- 4 センター職員は、公的研究費の使用について相互に円滑なコミュニケーションを図り、不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 センター職員は、公的研究費の使用について強い倫理意識を持って、常に公私の別を明らかにしつつ、業者等への対応に最新の注意を払い、節度を持って行動しなければならない。
- 6 センター職員は、公的研究費の不正使用が懲戒処分の対象となることを自覚し、地方公務員法、宮崎県職員倫理規定等を遵守しなければならない。